

地方環境事務所組織規則の．部を改正する省令

○環境省令第十一号（令和四年三月三十日）

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

地方環境事務所組織規則の．部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方環境事務所に置く課等)</p> <p>第七条 地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる室及び課を置く。</p> <p><u>地域脱炭素創生室</u>（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>総務課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>資源循環課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）</p> <p>国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>2 前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に<u>統括環境保全企画官、脱炭素企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く</u>（統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、<u>脱炭素企画官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、自然再生企画官については北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については近畿地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外来生物企画官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び近畿地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及</u></p>	<p>(地方環境事務所に置く課等)</p> <p>第七条 地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる課 姉 を置く。</p> <p>(新規)</p> <p>総務課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>資源循環課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）</p> <p>国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）</p> <p>2 前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に<u>統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園整備官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、用地保全専門官、滞在環境整備専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く</u>（統括環境保全企画官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、自然再生企画官については、北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所及び近畿地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、<u>利用拠点再生専門官については、北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、用地</u></p>

び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）

(地域脱炭素創生室の所掌事務)

第八条 地域脱炭素創生室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方環境事務所の所掌事務に係る地域における脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。次号において同じ。）の実現に関する事務の総括に関すること。
- 二 地域における脱炭素社会の実現に向けた国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の連携の促進に関すること。
- 三 地球温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法 第二十二条の十二に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。

第九条 (略)

(資源循環課の所掌事務)

第十条 資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～十九 (略)
- 二十 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び温暖化対策推進法の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。
- 二十一～三十五 (略)
- 三十六 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）に基づく報告徴収及び立入検査に関すること。

三十七 (略)

(環境対策課の所掌事務)

第十一条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～四 (略)
- 五 地球温暖化対策計画（温暖化対策推進法第八条第一項に規定する地球温暖化対策

保全専門官については、九州地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官については、北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。))。

(新規)

第八条 (略)

(資源循環課の所掌事務)

第九条 資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～九 (略)
- 二十 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。
- 二十一～三十五 (略)
- (新設)

三十六 (略)

(環境対策課の所掌事務)

第十条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～四 (略)
- 五 温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づき助言を行うことその他地球温暖化対策

計画をいう。)の推進のための地域における地球温暖化(温暖化対策推進法第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。)の防止に関する事務及び事業に関すること(地域脱炭素創生室の所掌に属するものを除く。)

六～十五 (略)

十六 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)に基づく瀬戸内海の環境の保全のための施策の企画及び立案等、里海づくりに関する施策の実施並びに漂流ごみ等(同法第十六条の二に規定する漂流ごみ等をいう。)の除去、発生の抑制その他の必要な措置に関すること。

十七～二十四 (略)

第十二条 (略)

(国立公園課の所掌事務)

第十三条 国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九 (略)

十 自然公園法第二章第三節の規定による国立公園における利用拠点(同法第十六条の二第一項に規定する利用拠点をいう。)の質の向上のための整備改善に関すること(自然環境整備課の所掌に関するものを除く。)

十一～十四 (略)

十五 自然公園法第二章第五節の二の規定による国立公園における質の高い自然体験活動の促進に関すること。

十六 (略)

十七 自然公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十八号)附則第三項に基づく報告の受理に関すること。

十八～二十三 (略)

(野性生物課の所掌事務)

第十四条 野性生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十八 (略)

三十九 前各号に掲げるもののほか、野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他野生生物の保護(外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止を含む。以下同じ。)並びに人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関する事務及び事業に関すること(自然環境整備課の所掌に属するものを除く。)

計画(温暖化対策推進法第八条第一項に規定する地球温暖化対策計画をいう。)の推進のための地域における地球温暖化(温暖化対策推進法第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。)の防止に関する事務及び事業に関すること。

六～十五 (略)

十六 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)に基づく緊急時の報告徴収に関すること。

十七～二十四 (略)

第十一条 (略)

(国立公園課の所掌事務)

第十二条 国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九 (略)

(新設)

十～十三 (略)

(新設)

十四 (略)

十五 自然公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十八号)附則第四項に基づく報告の受理に関すること。

十六～二十一 (略)

(野性生物課の所掌事務)

第十三条 野性生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十八 (略)

三十九 前各号に掲げるもののほか、野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他野生生物の保護(外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止を含む。以下同じ。)に関する事務及び事業に関すること(自然環境整備課の所掌に属するものを除く。)

四十 (略)

第十五・十六条 (略)

(脱炭素企画官の職務)

第十七条 炭素企画官は、命を受けて、地域脱炭素創生室の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十八条 (略)

(国立公園調整官の職務)

第十九条 国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。

第二十条・第二十五条 (略)

(外来生物企画官の職務)

第二十六条 外来生物企画官は、外来生物対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十七条～第三十三条 (略)

(削る)

第三十四条 (略)

(地熱発電等調整専門官の職務)

第三十五条 地熱発電等調整専門官は、地熱発電施設等の設置に関する自然環境及び地域との共生に係る調整等に関する専門の行政事務を行う。

第三十六条～第四十五条 (略)

(環境再生課の所掌事務)

第四十六条 環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること (廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

三 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集及び運搬に関すること (建築物その他の工作物の全部又は一部を

四十 (略)

第十四条・第十五条 (略)

(新設)

第十六条 (略)

(国立公園調整官の職務)

第十七条 国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、利用拠点再生専門官、用地保全専門官、滞在環境整備専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。

第十八条～第二十三条 (略)

(新設)

第二十四条～第三十条 (略)

(用地保全専門官の職務)

第三十一条 用地保全専門官は、国立公園の用地の保全に関する専門の行政事務を行う。

第三十二条 (略)

(新設)

第三十三条～第四十二条 (略)

(環境再生課の所掌事務)

第四十三条 環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること (放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

三 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集及び運搬に関すること (建築物その他の工作物の全部又は一

解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限りに、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。)

四・五 (略)

六 放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限りに、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。)

七 (略)

第四十七条～第六十条 (略)

(管轄区域の特例)

第六十一条 (略)

事 務	地方環境事務所	区 域
第八条各号、第九条第十三号及び第十四号、 <u>第十条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、<u>第十一条第一号から第二十二号まで、第十三条第一号から第五号まで、第七号及び第二十号から第二十三号まで、第十四条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十五条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務(第十三条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十五条第八号)については国立公園に係るものを、第十四条第三十九号及び第四十号並</u></u>	地方環境事務所 東北地方環境事務所	福島県内の区域

部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限りに、放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。)

四・五 (略)

六 放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限りに、放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するもの

七 (略)

第四十四条～第五十七条 (略)

(管轄区域の特例)

第五十八条 (略)

事 務	地方環境事務所	区 域
<u>第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、<u>第十条第一号から第二十二号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務、(第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号)については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第</u></u>	地方環境事務所 東北地方環境事務所	福島県内の区域

<p>びに第十五条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、<u>第十五条第十三号</u>については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）</p>			<p>十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、<u>第十四条第十三号</u>については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）</p>		
<p><u>第十三条第八号から第二十一号</u>まで及び<u>第二十三号並びに第十五条第五号から第八号</u>まで及び第十三号に掲げる事務（<u>第十三条第二十号、第二十一号及び第二十三号並びに第十五条第八号</u>及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）</p>	<p>東北地方環境事務所</p>	<p>磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域（日光国立公園及び尾瀬国立公園に係る区域を除く。）</p>	<p><u>第十二条第八号から第十九号</u>まで及び<u>第二十一号並びに第十四条第五号から第八号</u>まで及び第十三号に掲げる事務（<u>第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号</u>及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）</p>	<p>東北地方環境事務所</p>	<p>磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 福島県内の区（日光国立公園及び尾瀬国立公園に係る区域を除く。）</p>
	<p>関東地方環境事務所</p>	<p>日光国立公園及び尾瀬国立公園のうち、福島県内の区域並びに秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園のうち、長野県内の区域</p>		<p>関東地方環境事務所</p>	<p>日光国立公園及び尾瀬国立公園のうち、福島県内の区域並びに秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園のうち、長野県内</p>
	<p>中部地方環境事務所</p>	<p>上信越高原国立公園のうち、群馬県内の区域並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園のうち、新潟県内の区域</p>		<p>中部地方環境事務所</p>	<p>上信越高原国立公園のうち、群馬県内の区域並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園のうち、新潟県内の区域</p>
	<p>近畿地方環境事務所</p>	<p>吉野熊野国立公園のうち、三重県内の区域及び山陰海岸国立公園のうち、鳥取県内の区域</p>		<p>近畿地方環境事務所</p>	<p>吉野熊野国立公園のうち、三重県内の区域及び山陰海岸国立公園のうち、鳥取県内の区域</p>
<p><u>第十四条第十三号</u>から<u>第二十号</u>まで、<u>第二十三号</u>から<u>第二十七号</u>まで、<u>第三十九号</u>及び<u>第四十号</u>並びに<u>第十五条第十号、第十二号</u>及び第十三号に掲げる事務（<u>第十四条第三十九号</u>及び第四</p>	<p>東北地方環境事務所</p>	<p>国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域</p>	<p><u>第十三条第十三号</u>から<u>第二十号</u>まで、<u>第二十三号</u>から<u>第二十七号</u>まで、<u>第三十九号</u>及び<u>第四十号</u>並びに<u>第十四条第十号、第十二号</u>及び第十三号に掲げる事、（<u>第十三条第三十九号</u>及び第四</p>	<p>東北地方環境事務所</p>	<p>国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域</p>
	<p>中部地方環境事務所</p>	<p>国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域</p>		<p>中部地方環境事務所</p>	<p>国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域</p>
	<p>近畿環境事務所</p>	<p>国指定大台山系鳥獣保護区</p>		<p>近畿地方環境事務所</p>	<p>国指定大台山系鳥獣保護区</p>

十号並びに第十五条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。 第四十六条第七号に掲げる事務		のうち、三重県内の区域
	福島地方環境事務所	岩手県及び宮城県内の区域及び県北支所

第六十二条 (略)

附 則

(離島希少種保全専門官の設置期間の特例)

第四条 第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(利用拠点再生専門官の設置期間の特例)

第五条 第七条第二項の利用拠点再生専門官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

(総務課の設置期間の特例)

第六条 第三十八条第一項の総務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(渉外広報課の設置期間の特例)

第七条 第三十八条第一項の渉外広報課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

(企画課の設置期間の特例)

第八条 第三十八条第一項の企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(経理課の設置期間の特例)

第九条 第三十八条第一項の経理課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(調整官の設置期間の特例)

第十条 第三十八条第二項の調整官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 第四十四条第二項及び第五十条第二項の調整官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例)

十号並びに第十四条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。 第四十三条第七号に掲げる事務		のうち、三重県内の区域
	福島地方環境事務所	岩手県及び宮城県内の区域及び県北支所

第五十九条 (略)

附 則

(離島希少種保全専門官の設置期間の特例)

第四条 第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(利用拠点再生専門官の設置期間の特例)

第五条 第七条第二項の利用拠点再生専門官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(総務課の設置期間の特例)

第六条 第三十五条第一項の総務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(渉外広報課の設置期間の特例)

第七条 第三十五条第一項の渉外広報課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

(企画課の設置期間の特例)

第八条 第三十五条第一項の企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(経理課の設置期間の特例)

第九条 第三十五条第一項の経理課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(調整官の設置期間の特例)

第十条 第三十五条第二項の調整官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 第四十一条第二項及び第四十七条第二項の調整官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例)

第十一条 第四十四条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(環境再生課の設置期間の特例)

第十二条 第四十一条第一項の環境再生課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(仮置場対策課の設置期間の特例)

第十三条 第四十四条第一項の仮置場対策課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

廃棄物対策課の設置期間の特例)

第十四条 第四十四条第一項の廃棄物対策課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(中間貯蔵総括課の設置期間の特例)

第十五条 第五十条第一項の中間貯蔵総括課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(工務課の設置期間の特例)

第十六条 第五十条第一項の工務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(輸送課の設置期間の特例)

第十七条 第五十条第一項の輸送課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(管理課の設置期間の特例)

第十八条 第五十条第一項の管理課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例)

第十九条 第五十条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(土壌再生利用推進課の設置期間の特例)

第二十条 第五十条第一項の土壌再生利用推進課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(用地企画課の設置期間の特例)

第二十一条 第五十条第一項の用地企画課は、令和七年三月三十一日まで置かれるも

第十一条 第四十一条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(環境再生課の設置期間の特例)

第十二条 第四十四条第一項の環境再生課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(仮置場対策課の設置期間の特例)

第十三条 第四十一条第一項の仮置場対策課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

(廃棄物対策課の設置期間の特例)

第十四条 第四十一条第一項の廃棄物対策課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(中間貯蔵総括課の設置期間の特例)

第十五条 第四十七条第一項の中間貯蔵総括課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(工務課の設置期間の特例)

第十六条 第四十七条第一項の工務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(輸送課の設置期間の特例)

第十七条 第四十七条第一項の輸送課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(管理課の設置期間の特例)

第十八条 第四十七条第一項の管理課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例)

第十九条 第四十七条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(土壌再生利用推進課の設置期間の特例)

第二十条 第四十七条第一項の土壌再生利用推進課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(用地企画課の設置期間の特例)

第二十一条 第四十七条第一項の用地企画課は、令和四年三月三十一日まで置かれる

のとする。

(用地補償課の設置期間の特例)

第二十二條 第五十條第一項の用地補償課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所の設置期間の特例)

第二十三條 第六十條第二項の県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

ものとする。

(用地補償課の設置期間の特例)

第二十二條 第四十七條第一項の用地補償課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所の設置期間の特例)

第二十三條 第五十七條第二項の県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。